

岡崎市生活環境保全条例に基づく規制事項

(平成18年6月19日 規則第56号)

有害物質の種類	許容限度 (mg/l)	
カドミウム及びその化合物	0.05	
シアン化合物	0.5	
有機リン化合物	0.5	
鉛及びその化合物	0.05	
六価クロム化合物	0.2	
砒素及びその化合物	0.05	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	0.0015	
ジクロロメタン	0.1	
四塩化炭素	0.01	
1,2 - ジクロロエタン	0.02	
1,1 - ジクロロエチレン	0.1	
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.2	
1,1,1 - トリクロロエタン	1.5	
1,1,2 - トリクロロエタン	0.03	
トリクロロエチレン	0.15	
テトラクロロエチレン	0.05	
1,3 - ジクロロプロペン	0.01	
チウラム	0.03	
シマジン	0.015	
チオベンカルブ	0.1	
ベンゼン	0.05	
セレン及びその化合物	0.05	
ふっ素及びその化合物	1	
生活環境項目	許容限度 (mg/l)	
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 (日間平均 20)	
化学的酸素要求量 (COD)	25 (日間平均 20)	
浮遊物質 (SS)	30 (日間平均 20)	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量	0.5	
銅含有量	1	
亜鉛含有量	3	
溶解性鉄含有量	5	
溶解性マンガン含有量	3	
クロム含有量	1	
大腸菌群数	500 個/cm ³	
透視度	20 度	

生活環境項目については、排水量 20 m³/日未満の特定事業場除く